

「犯罪被害者等に関する情報の保護」についての参考条文

起訴状朗読，罪状認否

刑事訴訟法第291条 検察官は，まず，起訴状を朗読しなければならない。

- 2 裁判長は、起訴状の朗読が終つた後、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨その他裁判所の規則で定める被告人の権利を保護するため必要な事項を告げた上、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を与えなければならない。

冒頭陳述

刑事訴訟法第296条 証拠調のはじめに，検察官は，証拠により証明すべき事実を明らかにしなければならない。

刑事訴訟規則第198条 裁判所は，検察官が証拠調のはじめに証拠により証明すべき事実を明らかにした後，被告人又は弁護人にも，証拠により証明すべき事実を明らかにすることを許すことができる。

書証の取調べ

刑事訴訟法第305条 検察官，被告人又は弁護人の請求により，証拠書類の取調べをするについては，裁判長は，その取調べを請求した者にこれを朗読させなければならない。

- 2 裁判所が職権で証拠書類の取調べをするについては，裁判長は，自らその書類を朗読し，又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させなければならない。

- 3 第一百五十七条の四第三項の規定により記録媒体がその一部とされた調書の取調べについては，前二項による朗読に代えて，当該記録媒体を再生するものとする。ただし，裁判長は，検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き，相当と認めるときは，当該記録媒体の再生に代えて，当該調書の取調べを請求した者，陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調書に記録された供述の内容を告げさせ，又は自らこれを告げることができる。

刑事訴訟規則第203条の2 裁判長は，訴訟関係人の意見を聴き，相当と認めるときは，請求により証拠書類又は証拠物中書面の意義が証拠となるものの取調べをするについての朗読に代えて，その取調べを請求した者，陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にその要旨を告げさせ，又は自らこれを告げることができる。

- 2 裁判長は，訴訟関係人の意見を聴き，相当と認めるときは，職権で証拠書類

又は証拠物中書面の意義が証拠となるものの取調をするについての朗読に代えて、自らその要旨を告げ、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを告げさせることができる。

尋問・陳述

刑事訴訟法第157条 検察官、被告人又は弁護人は、証人の尋問に立ち会うことができる。

2 (略)

3 第一項に規定する者は、証人の尋問に立ち会ったときは、裁判長に告げて、その証人を尋問することができる。

刑事訴訟法第304条 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人は、裁判長又は陪席の裁判官が、まず、これを尋問する。

2 検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問が終つた後、裁判長に告げて、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問することができる。この場合において、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の取調が、検察官、被告人又は弁護人の請求にかかるものであるときは、請求をした者が、先に尋問する。

刑事訴訟法第311条 (略)

2 被告人が任意に供述をする場合には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。

3 陪席の裁判官、検察官、弁護人、共同被告人又はその弁護人は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。

論告・弁論・最終陳述

刑事訴訟法第293条 証拠調が終つた後、検察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。

2 被告人及び弁護人は、意見を陳述することができる。

刑事訴訟規則第211条 被告人又は弁護人には、最終に陳述する機会を与えなければならない。

弁論等の制限

刑事訴訟法第295条 裁判長は、訴訟関係人のする尋問又は陳述が既にした尋問若しくは陳述と重複するとき、又は事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、これを制限することができる。

2 裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合において、証人、

鑑定人，通訳人若しくは翻訳人若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあり，これらの者の住居，勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が明らかにされたならば証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人が十分な供述をすることができないと認めるときは，当該事項についての尋問を制限することができる。ただし，検察官のする尋問を制限することにより犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがあるとき，又は被告人若しくは弁護人のする尋問を制限することにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは，この限りでない。

証拠調べの請求と当事者の権利

刑事訴訟法第299条 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。

証人等の身体・財産への加害行為等の防止のための配慮

刑事訴訟法第299条の2 検察官又は弁護人は、前条第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることその他これらの者の安全が脅かされることがないように配慮することを求めることができる。